

「第6次佐倉市障害者計画・第6期佐倉市障害福祉計画
(案)」
に寄せられた意見と市の考え方について

(1) 意見募集結果

意見募集期間	令和3年2月12日(金)から 令和3年2月26日(金)まで
意見募集結果	意見提出者数： 1名(1個人、0団体) 意見数： 10件
意見に対する対応	意見を参考に案を修正したもの： 0件 原案のとおりとしたもの： 10件

(2) 意見の内容と市の考え方

No.	提出された意見の内容	意見に対する考え方	案の修正の有無
1	<p>11ページ</p> <p>佐倉市障害者総合支援協議会の中に精神部会があって、他障害の部会がないのには、違和感を感じます。これでは、「世の中で一番大変なのは精神障害者だ。」と強調しているようで、かえって誤解や偏見を助長します。精神障害者を特別扱いしているのですか？生きづらさ・暮らしにくさを抱えているのは精神障害者だけではありません。精神保健福祉関係者も身内ばかりで固まるのみでなく、他障害の関係者とも忌憚なく議論を重ね、研鑽を積む必要があります。どうしても精神障害に特化した部会を残すなら、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築部会」や「ひきこもり部会」等、目的を絞り込んだ部会にすべきです。今の精神部会はすぐ解散してください。</p>	<p>国の基本指針である精神障害に特化した協議体の設置をすることで、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムを構築するための保健・医療・福祉関係者・訪問看護事業者・当事者・家族等による協議の場を設置し、関係者間の顔の見える関係が構築されます。</p> <p>佐倉市障害者総合支援協議会精神部会がその機能を担うことを想定しており、精神部会の充実・強化を今後も見込んでおります。</p>	無

2	<p>19 ページ</p> <p>精神障害者相談員という制度を初めて知りましたが、身体・知的障害者相談員のように、法に規定された制度ですか？資料編の用語解説に、説明を載せてください。</p>	<p>精神障害者相談員は身体障害者福祉法・知的障害者福祉法に規定された障害のある人の相談に応じる民間の相談員制度とは異なります。</p> <p>なお、19 ページの精神障害者相談員による相談との記載は、ご本人やご家族が相談する際に精神の障害を分野としている地域相談員による相談や精神保健福祉士による相談のことを指しております。</p> <p>上記のことから資料編の用語解説には明記しておりません。</p>	無
3	<p>19ページ</p> <p>ピアサポート専門員の活躍ぶりが書かれていませんが、佐倉市内にピアサポート専門員は何人いるのでしょうか？</p>	<p>ピアサポート専門員の人数を正確に把握する仕組みがないことから把握できておりません。</p> <p>市では、講座や集いの場で障害のある人自身が講義を行うことや、体験をもとに相談に応じる活動を支援しています。</p>	無
4	<p>27ページ</p> <p>福祉教育プログラムは小中学校だけでなく、高校にも必要です。また、「もし自分や周りの人が障害者になったら、どう対処すべきか？」を学ぶ教育も必要です。追記をお願いします。</p>	<p>教育の場における福祉プログラムの実践は、障害の理解を深めるためにはとても重要な取り組みであり、各教育課程において取り組んでいく必要があります。</p> <p>まずは、小中学校の課程において取り組むとともに、今後の高等学校を含め様々な分野において取り入れていけるよう研究してまいります。</p> <p>また、市では「障がいのある方へのサポートブック～</p>	無

		<p>ともに「支え合う街 佐倉～」を作成しております。この冊子にはさまざまな障害のある方の特徴や接し方等が記載されておりますので、「もし自分や周りの人が障害者になったら、どう対処すべきか？」を考える教材としても活用するよう検討してまいります。</p>	
5	<p>43ページ・46ページ</p> <p>佐倉市内に大学を開学し、その中の売店や学生食堂を障害者の就労支援事業所にしたら、学生は日頃から障害者と接することができ、福祉教育への第一歩が踏み出せます。また、障害者が非常勤講師となって、学生に体験談を話すことも、障害者への理解を深めるのに役立ちます。障害者となったために、大学中退を余儀なくされたり、進学したくても叶わなかった人にとっては、形は違っても、大学に通うことができれば、失ったものを取り返すことにつながって、社会参加の幅も広がり、一石二鳥ではないでしょうか？その大学が福祉系大学なら、福祉人材の確保にも結び付くはずです。</p>	<p>ご意見につきましては、今後の研究の参考とさせていただきます。</p>	無
6	<p>44ページ</p> <p>障害者差別について相談したくても、地域相談員の連絡先がわかりません。千葉県にこの件を伝えたら、「市町村が発行する福祉のしおり等への掲載を依頼しているところです。」という回答でした。八千代市や印西市の「障害者福祉のしおり」には、地域相談員の連絡先・専門分野が載っています。佐倉市も「障害者福祉のしおり」に、地域相談員の連絡先・専門分野を載せてください。</p>	<p>窓口で配布している「障害者福祉のしおり」には、相談員の連絡先等を掲載しております。</p> <p>ホームページ上の「障害者福祉のしおり」については、多数の方が閲覧されることから、相談員の個人情報保護の観点から連絡先等の掲載をしておりません。</p> <p>ご理解を賜りますようお願いいたします。</p>	無

7	<p>44ページ</p> <p>医療機関で障害者虐待が発生した場合、厚生労働省の手引きでは、「通報・届出の内容を聞き取り、虐待事案に対応すべき機関に連絡し、確実に引き継ぐことや必要に応じて市町村が対応することが求められる」とされているようですが、障害者虐待防止法の対象ではないため、相談できずに泣き寝入りの被害者もいると聞きます。困っている人を助けるのが行政ではないでしょうか？医療機関での障害者虐待の相談を受け付ける窓口を、「こうほう佐倉」やホームページ、「障害者福祉のしおり」等に載せて、周知を徹底してください。命にかかわる重要事項です。</p>	<p>医療機関での障害者虐待については、障害者虐待防止法の対象でなく、行政機関が直接指導するといった権限を持っておりませんが、警察等と情報共有する等の連携に努めてまいります。</p> <p>障害者虐待の相談窓口について「障害者福祉のしおり」等では佐倉市障害福祉課（障害者虐待防止センター）のご案内をしております。</p>	無
8	<p>47ページ</p> <p>昨年10月18日の佐倉市市民防災訓練に参加しましたが、昨年7月30日に派遣に関する協定が締結された、千葉県災害福祉支援チーム (DWAT) の紹介がなく、残念に思いました。これは障害者だけでなく、健常者にも役立つ社会資源ではないでしょうか？「こうほう佐倉」の防災特集の中で取り上げていただく等、周知をお願いします。</p>	<p>災害時における支援体制を広く市民に周知することで不安の軽減につなげていけるよう千葉県災害福祉支援チーム (DWAT) の情報などの発信や周知方法など、研究してまいります。</p>	無
9	<p>49ページ</p> <p>就労している障害者が悩みを日中活動の場で話すと、他の障害者から「仕事できていいね。」と次の言葉を遮られてしまい、全然解決策を探れません。それどころか、かえってストレスがたまってしまいます。同じ障害者でも、これから就労を目指す人と、既に就労している人とは、ニーズが違います。就労している障害者にも支援は必要で、就労は障害者支援のゴールではありません。就労している障害者のためのアフターケアセンターを、仕事帰りにふらっと立ち寄り</p>	<p>いただきましたご意見も参考とし、今後も、市では就労の継続をサポートできるようサービス提供事業所と連携し、必要な支援体制づくりについて検討を進めます。</p>	無

	やすい場所に是非設けて欲しいです。		
10	<p>67～69ページ</p> <p>移動支援事業の障害者福祉施設通所交通費助成事業ですが、1日当たり150円という、金額の根拠は何ですか？これでは片道の交通費にも足りず、通えば通うほど大赤字で、経済力のない障害者は自立できません。経済格差がそのまま障害者の社会参加の格差となってしまいます。松戸市は全額助成、千葉市・船橋市・習志野市は半額助成だそうですので、佐倉市ももっと増額してください。</p>	<p>障害者福祉施設通所交通費助成事業は1か月の助成上限金額が3,000円となっております。1日当たり150円の金額の根拠はこれを20日で割り返しております。他市の動向等を調査し、市の実態に合った検討を今後もしてまいります。</p>	無